

3階建直結給水指導基準

令和3年(2021年)4月

大阪広域水道企業団
大阪狭山水道センター

(目的)

第1条 この基準は、3階建建築物の3階部分に給水装置を設置する場合の給水装置の設計及び施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象建築物)

第2条 配水管の水圧をもって直結給水することができる建築物は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、建築物の階数が3階を超える場合であっても、給水装置を4階以上の階数に設置しない場合は、この限りでない。

- ・ 一戸建専用住宅及び一戸建店舗付住宅
- ・ 共同住宅及び店舗・事務所付共同住宅
- ・ 事務所ビル、倉庫、店舗等で使用水量が少ないもの

(適用要件)

第3条 基準配水圧は、配水管の最小動水圧が0.25MPa以上、かつ水理計算上給水可能であることとする。

2 給水管を分岐する場合、近隣の給水に及ぼす影響を考慮し、配水管口径の2段落とし以下の口径の給水管を分岐することとし、当該配水管の必要最低口径は、次の各号のとおりとする。ただし、布設しようとする場所の前面道路に、必要最低口径の配水管が布設されていないときは、給水装置工事の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）において、建築物の区分に応じ、口径の2段以上の配水管を布設し、給水管を分岐するものとする。

- ・ 一戸建専用住宅及び一戸建店舗付住宅については、50mm以上
- ・ その他の建築物については、75mm以上

3 給水管の取出口径及び箇所数は、次のとおりとする。

- ・ 取出口径は、20mmから75mmとする。
- ・ 取出箇所数は、一の建築物に対し1箇所とする。

4 給水管を分岐しようとする配水管の布設状況により増径を必要とする場合は、申込者が費用を負担して行い、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）に無償にて移管するものとする。

5 給水装置に取り付ける企業団のメーター（以下「メーター」という。）の口径は、20mm以上とする。

6 メーターの設置基準は、次のとおりとする。

- ・ 一戸建専用住宅及び一戸建店舗付住宅については、検針及び検定満了による取替が容易にできるよう、道路境界に近いところとする。

- ・ 共同住宅については、原則として、道路境界に近いところに各戸分をまとめ、地付けにより設置するものとする。ただし、パイプスペース内に各戸分を設置する場合は、別途打合せ協議によるものとする。

7 配管及び材料は、次のとおりとする。

- ・ 材料及び器具の選定については、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業給水装置工事施行基準に定めるものとし、配管については、給水に影響のないよう摩擦損失を考慮すること。
- ・ 供給する水の逆流を防止するため、逆流防止弁を設置すること。また、取付場所等については別途打合せ協議によるものとする。

8 給水用具（栓・管）は、給水管を取り出している配水管が布設されている前面道路路面から9.0m以下に設置すること。

9 湯沸かし器、自動水栓、直結式洗浄弁（フラッシュバルブ）、洗浄弁内蔵型大便器（タンクレストイレ）等、水圧を必要とする給水用具を3階に設置するときは、流量計算を行い、給水用具が適正に使用できるか否かを確認し、申込者の責任において設置すること。

10 共同住宅における給水対応世帯（室・戸）は、給水管管径均等及び同時使用戸数率を考慮し、一の建築物につき、1日あたりの最大使用水量は30m³以下、総戸数は30戸を上限とする。

11 前各項において、大阪広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が認めたときは、この限りでない。

（既設建築物への適用）

第4条 貯水槽式給水設備を有する既設建築物を直結給水方式に切替える場合は、次の各号に掲げるすべての事項を満たさなければならない。この場合において、大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第4条の規定に基づく給水装置改造工事の申込みを必要とする。

- ・ 前条の適用要件に適合していること。
- ・ 現行の使用水量、使用状況等を調査し、直結給水方式への適合性について確認すること。
- ・ 配水管分岐より貯水槽のメーター手前に設置の止水栓（以下「第1止水栓」という。）までの給水装置及び第1止水栓以降の貯水槽流入側までの口径が、流出側の口径より小さい場合は、給水管管径均等及び同時使用戸数率を考慮し、必要な場合は、適正な口径に増径をすること。
- ・ 貯水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項（平成17年健水発第0905002号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づいて切替えを行うこと。

2 同一建築物内での直結給水方式と貯水槽式給水設備との併用は認めない。

(管理区分)

第5条 管理区分については、次のとおりとする。

- 一戸建専用住宅、一戸建店舗付住宅については、メーターまでの給水装置は企業団によるものとする。
- 共同住宅については、第1止水栓までの給水装置及び各戸メーターは企業団によるものとし、第1止水栓以降は、直結給水方式建築物の所有者（以下「所有者」という。）の責任において、漏水の防止及び修繕工事等の維持管理を行うものとする。

(直結給水方式の申込み)

第6条 申込者は、設計着手前にこの指導基準に定める事項について調査を行い、企業長と協議しなければならない。また、工事を申込みときには、水理計算書及びこの指導基準に定める事項を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(直結給水方式建築物の所有者の責務)

第7条 所有者は、直結給水方式建築物を譲渡又は管理を委託するときは、この指導基準に定めた内容を遵守するよう譲受人又は受託者に通知しなければならない。

- 2 所有者は、直結給水方式建築物の用途を変更する場合は、水道事業に届け出て、協議しなければならない。
- 3 水道事業は、前項による届け出のない用途変更を知ったときは、無断での給水装置工事が行われていないか確認し、必要な指導を所有者に行うことができる。

(その他)

第8条 この指導基準に定められた事項以外の事項が発生した場合は、その都度企業長が別に定めることができる。

参考

給水管管径均等表（同時使用戸数率を考慮）

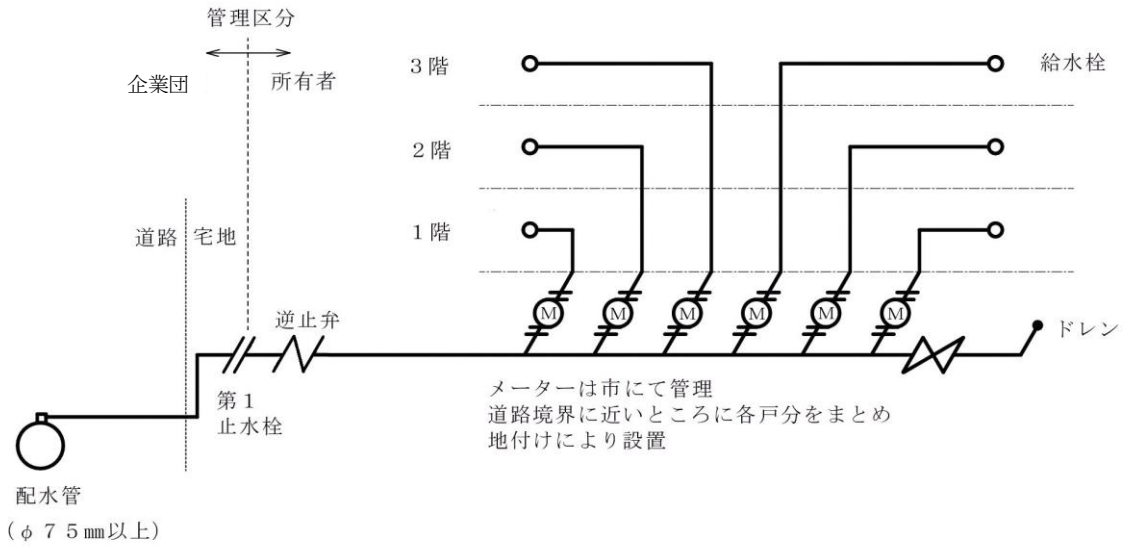
分岐口径 配水管口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
13mm	1.00								
20mm	2.93	1.00							
25mm	5.68	1.74	1.00						
30mm	8.96	2.75	1.57	1.00					
40mm	20.72	6.27	3.23	2.04	1.00				
50mm	41.42	10.97	6.27	3.57	1.74	1.00			
75mm	145.27	38.88	19.47	10.97	5.34	2.75	1.00		
100mm	328.12	93.16	49.23	25.33	10.97	6.27	2.04	1.00	
150mm	904.18	306.64	176.32	93.16	38.88	19.47	6.27	2.75	1.00

給水戸数と同時使用戸数率

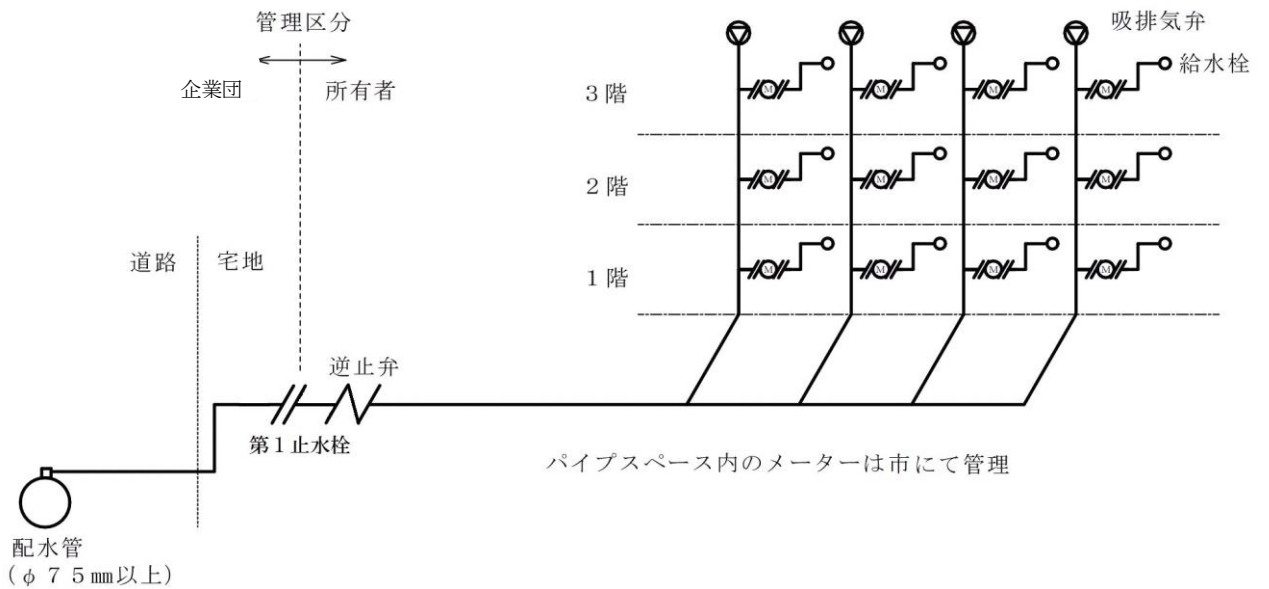
給水戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50

配管施工例

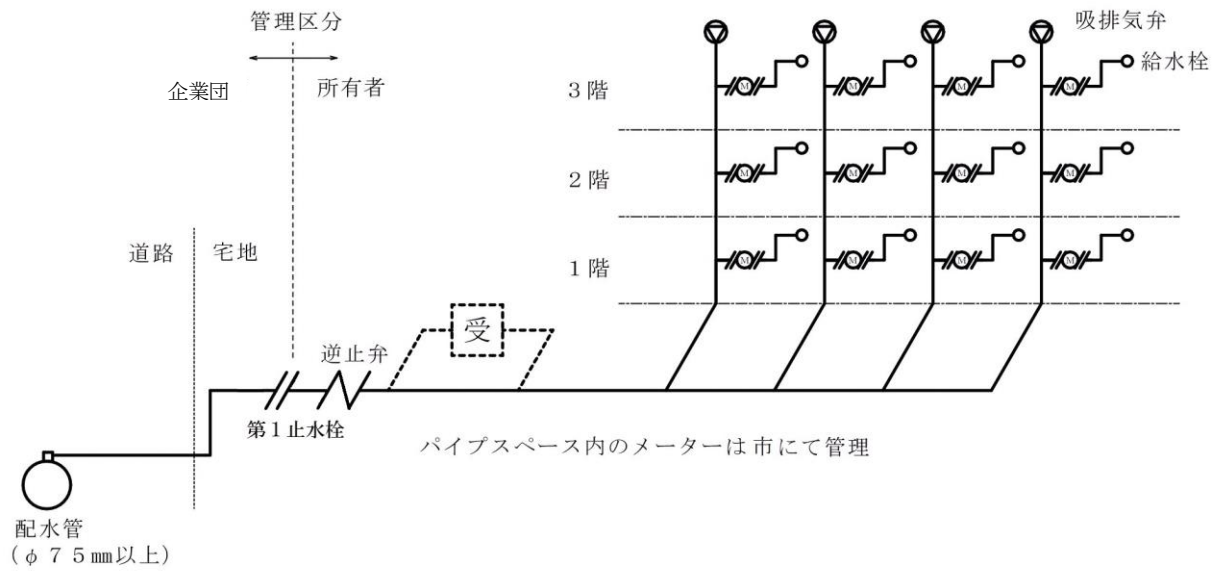
例 1 (新設・標準施工)



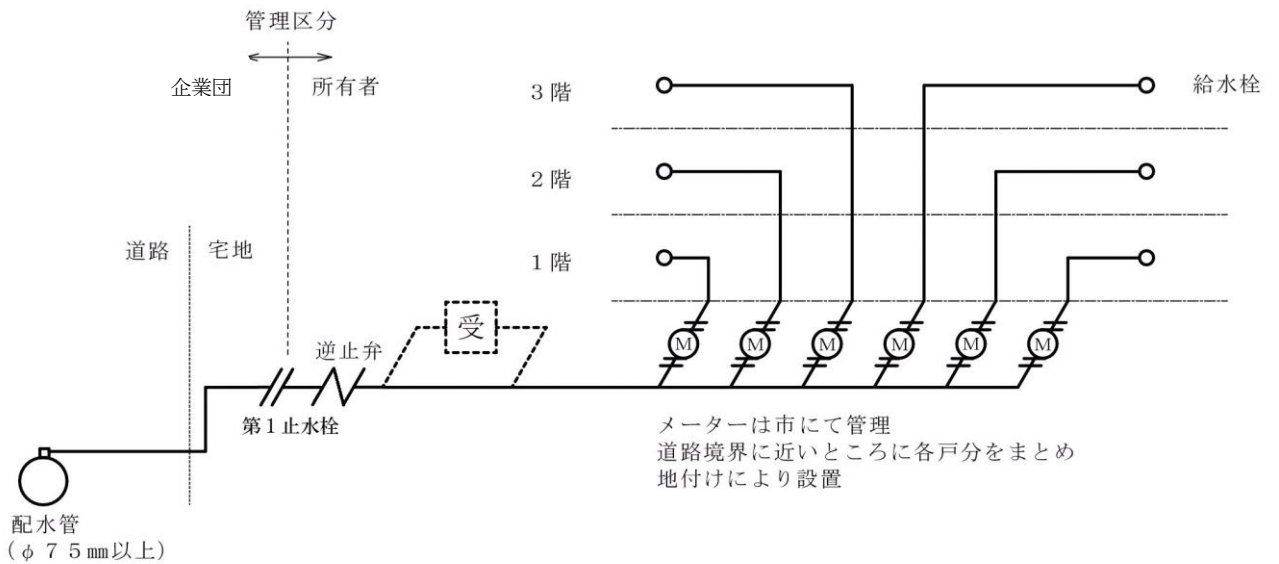
例 2 (新設・メーターをパイプスペースに設置の場合)



例 3 (既設配管利用・メーターをパイプスペースに設置の場合)



例 4 (既設配管利用・メーターを地付けによる設置の場合)



令和 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

誓 約 書

3階建て建築物への直結直圧給水について、下記の条件を誓約します。

記

1. 3階の階層において、水圧変動や使用量増加により出水不良が発生した場合は、当方が責任をもって速やかに改善するとともに、異議申し立てはしません。
2. 緊急やむを得ない事情による配水管の断・減水、計量法に基づくメーターの取替及びメーターの異常による交換のときは、企業団に協力することを承諾します。
3. 3階建直結給水指導基準を遵守します。
4. 共同住宅においては、第1止水栓から各戸メーターまでの給水装置の維持管理については、当方が責任をもって行います。
5. この建築物を譲渡又は賃貸するときは、速やかに届け出るとともに、譲受人又は賃借人に基準に定めた内容を承継します。

申込者（給水装置の所有者）

住 所

氏 名 (※)

(※) 本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

電話番号

3階建直結直圧給水装置の設置場所

大阪狭山市